

# 十組問屋史料

(7)

林 玲子

## 十組仲間控(3)

### 定

一御 公儀様御法度之儀急度相守可申事。  
一菱垣廻船仕法之儀、從古來究置候古法を以諸事無遅滯ケ条之通取捌致來候処、大行成儀ニ付無毎と猥ニ相成、難船有之候節、浦方改其外振勘定并船手合力等之事行キ不届儀有之甲乙出来、後々ニ至自然と積合中違論等差發候ては不宜候ニ付、古方・仮船両組合打寄數度相談之上、未熟ニ成行候事共相互ニ糾し合悉ク相改、則左ニケ書記し置候間、以來共右ケ条書之仕法を以諸事廉直ニ取捌可致事。尤も船手支配方之儀は是迄之通古方・仮船別段ニ致候得共、積合ハ一同ニ付、箱金入レ候儀平均無之故、当亥ノ霜月古方・仮船惣積合中致評議双方熟談之上、箱金等分ニ入レ候筈ニ相究候事、是又ケ条書ニ趣意相記し置、則別紙証文相互ニ入置候事。

### 覚

一船手参会之節、新古相互ニ存寄之趣無遠慮申合可然事。

一難船之節、從浦方注進申来候ハ、新古大行司・惣行司立合可申事。

一浦方え改人之儀、仮船ニ在之候ハ、目代式人、惣行司之次より式人、都合四人、外支配方より改人壱人可遣候。古組ニ有之候ハ、右ニ順し可申候。

一元直改之節新古立会相改可申候、并ニ船々少し之難ニテ合力願出し候節、一組より行司式人宛新古共一同ニ罷出、相談相極可申候。尤も両行司極印元ニテ相済候儀は宜取計可申事。

一難船荷物引取之事。

但し引取荷物両行司立会相極メ候引ケ之通ニテ違背申間鋪候。若請取不申候荷物有之候ハ、立会ニテ売払可申候。尤濡痛合力弁之儀、行司立会程能ク直引致為持遣候。荷物直切引有之、不承知ニテ持返し候ハ、共儘売物ニ出し可申候事。

(本稿は第3巻第4号、第4巻第1号の拙稿の統編である。)

元禄7(1694)年に結集をみた江戸十組問屋は、享保期に至り、酒店組の離脱、川岸組を中心とする仮船組の並立という事態を迎えることとなった。左の明和4(1767)年の定は、古組と肩を並べるに至った仮船組の地位を古組も認め、両者対等のものとして申合せを行なったものである。

この仮船組の中心となった川岸油問屋仲間と他組との不和は、すでに享保4(1719)年に始まっている。十組は、櫃極印(塗物店組)・表極印(表店組)・島極印(川岸組・綿店組)の3極印によって船改めを行なっていたが、享保4年に島極印は、他の両極印の船へ荷物をいっさい積込まないこととした。困惑した両極印は、他の6組へかけ、川岸・綿店両組を除いた8組の荷物積合についての申合せをしたのである。もっとも、当時大行事であった酒店組は、参会に出席せず、あいまいな態度をとったらしい。こうした対立状態にさいし、大坂廻船問屋は十組一列に荷物積合をする事を望み、両度に及んで手代を江戸に派遣して和解を促し、また酒店組による周旋もあり、享保6(1721)年11月に和談が成立した(『日本橋区史』、上巻)。

しかし、享保15(1730)年にはまた川岸組油問屋・大伝馬町綿問屋が申合せて仮船による新組を作り、のちに綿店組は古組に帰ったが、川岸組はそのまま新組として残り、古組に吸収されなかった諸仲間を糾合し、明和期にはまったく古組と同等の地位を得るに至ったのである。この川岸組分離の経緯は、『日本橋区史』所収の次の史料によって知ることができる。

享保十五庚戌三月

仮組出来新組と成候事、左之通  
一享保七八年之頃、運賃高下之事に付、菱垣船へ積來り候油荷物、其外諸荷物、摂州西之宮船へ建渋積いたし候故、菱垣船年々衰微致候に付、去酉之三月、

一難船壳荷物之砌，問屋於河岸改札相渡し可申事。

但両行司元右札を以組々行事式人宛差添，荷物口々ニ相改メ可申候。尤浦方送状を以問屋河岸ニて荷物請取可申候。勿論惣行司・大行司立会，荷物見世口猥りニ為取出申間鋪事。

一組合ニ御懇意之仁たり共，無札の方，船問屋之内並ニ箭來之内え一切入申間敷事。

但し組外積合有之候分ハ，両行司より紙札致し難船と申割判致，廻文之節為持遣候。組外たり共積合在の方入札望候ハ、札為入可申候事。

一壳荷物手付金無之札一切無用，并ニ口請合之札請取不申，差札・引札一切相用申間敷候。札開キ相済候後直引一切無用。尤も手附金無之札は両行司元引請ニ相成可申事。

一張紙致候趣，太ト筆ニ其趣意を書出し可申事。

一難船壳荷物之節，中食・酒等相止メ可申事。

但行司組々不残極印元立会勘定仕廻候之後，雜用料四百五拾目，尤も役人分斗独弁当ニ可致候。夜分ニ入候ても右之銀高ニて相済し可申事。

一元直改荷物引渡シ并ニ分散壳荷物惣振勘定之砌迄，新古両組々組行司并ニ大行司・惣行司極印元年番御衆中無不參立会，相互評議之上簾直ニ取捌可致事。勿論古方支配之船ニ難在之候節ハ，仮船方より惣行司并ニ極印元年番壱人立会可申事。

一仮船方支配之船難有之節は，右順古方より大行司并ニ極印元年番壱人立会可申事。尤も相互ニ我意無之候様ニ取捌可申事。

一難船之節，諸願取上ヶ申間敷候事。

一難船之砌，船主えも取計相応ニ損金為致可申候事。

一平日和或は火事等ニ出合候船頭ハ不働ニ候間，船頭相構可申事。

一難船之節，箱金古組・新組え壱貫目ツ、等分ニ入可申事。

但双方え等分ニ入候ハ、船ニ軽キ難有之節，両箱金より合力致遣し，箱金不足之砌は其仕儀ニ寄り，運賃合力或は乗合力，又は合力建可致候。

右之通新古熟談之上相極申候。以後船手勝手宜鋪筋致出来候得は相談之上書加え可申事。

明和四年丁亥十一月

仮船組

河岸

綿組

鉄店

紙店

大坂菱垣船問屋共罷下り，十組へ申入候事は，右洩積有之候事相止メ候様に取扱候様相頼候に付，油問屋中へ右之訳申入，十組相対にて油荷物運賃其外諸荷物之運賃等，格別引下候て菱垣に限積請申候様，油問屋へ取扱いたし候処，中買油屋共も得心いたし候故菱垣船問屋之者共悦罷登り候，右取ベリ之為逆本船町油問屋，大伝馬町綿問屋申合候て，菱垣之内順別に仮船致候。西之宮船洩積致候油荷物引請菱垣之船相続之為，暫之内仮組を企，大坂船問屋へ右之趣申遣候て，仮船と申証拠に仮印の焼印を菱垣之船へあて，仮船と申事を当戌三月十八日に相究り，於今新組と申ならはし候事（寛保二亥年迄，凡十三年ニ相成候）。如斯仮船と新組と申ならはし候故，上方仕入致候諸商壱人，追々与力致，自然と仮船新組と申事に相成候。

右仮船之事，最初暫之内と申事故，乍不得心其通にいたし置候処，いよいよ新組古組と二行にわかれ，古組方船手不勝手に成り候段々，入和利申入れ候処，元文五申ノ秋より，綿問屋中は古組へ立帰り候に付，油問屋中も立帰り候様，綿問屋中より申入候処，不承知にて，夫より油問屋と綿問屋不和に相成，依之油問屋中より大坂船問屋へ申遣し候は，わた問屋古組へ立帰り候に付，いよいよ新組之荷物古組へ積合候事不成旨申遣候故，大坂船問屋も新組に加り候。依猶々新組古組とて二行にわかれ，運送いたし候。

断書

酒荷物は，別船に成り候へ共，是は荷主手船積切に致，船仕立候故，酒店より断御坐候に付，熟談之上，別船に相成候。尤酢醤油杯は，酒店名目にて菱垣船へ積合申候。依之酒店も十組一体也。

右之通，二行に運送致候に付，先年之通，新古之無差別一体に運送致度存，段々掛合候へ共，不承知に付，無是非寛保二亥年正月古組より右一体に被仰付被下置候様之願書相認候て，御出訴に及申候。然処当月廿八日被召出，双方御吟味被為成候て，其後被仰渡は，先達てより段々之願書，帳面に留置候間，訴状差戻し候，追て御沙汰有之迄相待，追願に出候事無用と被仰付候。同年八月二十九日，石河土佐守様御内寄合，双方被召出候て，島長門守様大坂表御吟味書被為仰聞候。是を双方熟談にて積合致候へは，船々勝手宜候へとも，不熟にて積組候ては不勝手之趣，大坂船手之者共申上候由承之候。畢竟商壱人之申合にて相済候事故，勝手次第に可致旨被仰渡候て，対決も不被仰付，其儘御下ヶ被為成候。依之延享元

堀留	
薬種店	
新堀	
住吉講	
油仕入方	
糠仲間	
三番組	
焼物店	
乾物店	
古組	
綿店	
紙店	
塗物店	
釘店	
表店	
薬種店	
内店	
通町組	
茅町組	
丸合組	

右之通ニ御座候以上。

#### 為取替申一札之事

一菱垣廻船之儀、従往古仕法有之相談致來候之処、中興新古と相分り候得共、積合之儀は一統ニ致來、難船等之節は是迄其組限ニ取捌候得共、無人ニテは吟味行キ届キ兼候ニ付、此度両組相談之上相究候別紙ケ条書之通、難船之節両組行司立会相互吟味可致候。(算)勿論何れ之組合ニ難船有之候共、箱金両方え当分ニ壱貫目宛入置可申候。尤出金之節逆も両箱より当分ニ差出し可申候。此上万一相互ニ下勝手之儀も出来致候ハヽ、是迄之通り組限之取捌ニ致、箱金等も別段ニ可致事。為後日為取替証文仍て如件。

昭和四年丁亥十一月  
古組  
大行司

仮組  
惣行司

#### 大津屋八左衛門船目録

一弐百七拾弐貫六百三拾七匁九分三リン	
惣元	
一拾五貫目	船代
メ弐百八拾七貫六百三拾七匁九分三リン	
内	

子八月内店・薬種店・通町三組打寄相談之上、新古積合和談之取扱に丹誠致候処、漸双方得心いたし、和談相調申候。依之左之通一札を認遣申候事。

但し、古帳面より趣意計書抜候事。

この川岸組・綿店組による新組設立をみた享保15年は、同時に酒店組の十組からの分離をみた年でもあった。酒荷は腐敗しやすい商品であり、輸送期間の短いことが望まれるが、菱垣廻船は諸種の商品を積合とし、胴の間に高く積こみ、筈囲いを厳重にするため、出帆までの期間が長くなることが多かった。これに対し、摂津の伝法船による酒荷積下しを濫觴とする樽廻船は、菱垣廻船より小型で舟足が速く、しかも酒荷を下積として荷嵩が低いため艤装にも手間がかからず、出帆までの日数が少なくてすむという利点があった（柚木学「近世海運業における加入形態について」『経済学論究』、第20巻第1号）。さらに、菱垣廻船で他荷物と同時に積こむ場合、酒は水油・砂糖・砥石・蠟・糠・瀬戸物・鉄類などと共に下積荷物であり、海難にあって荷を軽くするため、まず刎荷となるのは、上積荷物である繰綿・昆布・染草・煙草・薬種・絵具・小間物・櫃物・紙類・糸・木綿類など、比較的に嵩高かで、運賃諸掛りや価格の高価なものであった（津川正幸「樽廻船輸送の海損分担」『魚澄先生古稀記念国史学論叢』所収）。このため、海損分担をめぐって、しばしば酒荷と他荷物との間に紛争が起ったのである。

しかも酒荷は他の商品と異なり、江戸問屋の仕入荷ではなく、上方酒造家の送り荷であって、輸送中の損害は上方酒造家の負担であった。江戸の下り酒問屋は、初期においては上方酒造家の江戸出店であり、延宝・元禄期に本店から自立して仲間を結成するようになったが、酒造家である上方荷主は、直接受機関である江戸差配人を通じ、酒荷物の差配を行なわせ、さらに江戸市場における市況調査・問屋の信用度の報告から、問屋の選択吟味・代金の集金と送金などの販売業務の代行をもなさしめていたのである（柚木学『近世灘酒經濟史』）。こうした流通機構の相違と、酒荷の特殊性から、酒店組と他の諸組との対立がみられるようになり、ついに酒店組は十組から分離し、それとともに西宮・今津・灘目といった新興の酒造地帯勢力を背景にして成長した伝法船が樽廻船を組織して大坂廻船問屋の勢力下から脱し、酒荷物は樽廻船一手積となつたのである。もっとも、上の史料の断書にみられるように、酢・醤油などは酒店組の名目で菱垣廻船にも積んだらしい。

一五貫九百八匁壱分七リン 捨り荷代  
一六貫式百式拾壱匁五分式リン  
浦遣イ目録表  
一壱貫式拾三匁六分 江戸入用  
一三百九拾目 元直段  
一三百目 手代中  
一百八拾目 切貨取かへ  
一四百五拾目 引荷物両度入用  
一四百九拾五匁六分 勘定之勘入用  
一七拾目 弁当入用  
一式貫目 両箱金  
一壱貫五百目 船え合力  
一九百八拾式匁四分 小若之助勘定付落し  
△拾九貫六百九拾七匁式分九リン  
元百目ニ付六匁八分五リン 惣かゝり  
一拾六貫六百六拾式匁三分 内店惣元  
内 壱貫四百六拾五匁引  
又 四拾五匁引  
△壱貫五百拾匁  
百目ニ付 九匁七リン掛リ  
元百目ニ付 拾五匁九分式リン掛リ

右之通ニ御座候以上。

明和五年戊子 錢屋久左衛門  
七月十八日

大津屋八左衛門船合力元百目ニ付拾五匁九分式リ掛リ  
元九百式匁五分 ⑤ 壱箇木綿  
此掛リ 百四拾三匁六分八リン  
又 拾壱匁七分 下リ  
内 式百五拾目引  
式△九拾四匁五分式リン  
金△壱両式歩ト四匁五分式リン  
子七月 錢屋久左衛門  
大丸屋正右衛門殿

乍恐口上書を以御請奉申上候

一南伝馬町壱丁目新八店彦四郎、神田新銀町代地五兵衛店半兵衛御願奉申上候一件、大坂表より相下リ候蠟燭之儀、於御当地ニ先年より本町大伝馬町筋紙問屋其外ニテ小売ニ仕、問屋と相究申義も無御座候ニ付、當時端々小売仕候者共も勝手ニ大坂表え注文為差登仕入仕候ニ付、元方買上直段等も高直ニ罷成申候様ニ申上、依之甚商も猥ニ罷成候故、一手ニ引請賣場一ヶ所相建相捌申度候様ニ奉願上、左候得ば前々より商売仕来リ候紙問屋共之内、式拾軒斗も相撰

この酒荷の樽廻船一手積に加えて、油・縄綿まで西宮の廻船に奪われることは、大坂廻船問屋にとって大きな打撃となった。そのため、大坂廻船問屋は運賃引下げを代償として、菱垣廻船一手積を川岸組油問屋に申入れ、これを契機に川岸組・綿店組による新組が生れることになったのである。前述したように、この両組はすでに享保初期から他組と対立していたが、その底流には、酒荷物と同じく下積荷物となる油荷を扱う川岸組と、上積荷物を扱う諸問屋仲間との矛盾があつたのではないか。後に仮船組に参加した諸仲間には、鉄・糠・瀬戸物など下積荷物を扱うものが入っており、上積荷物を扱うものが主流を占めている古組との相違点がここにみられるからである。

酒店組・川岸組の離脱をみた古組は、通町組下組の丸合組（小間物・荒物）、内店組下組の茅町組（雛人形・手遊物）の2組を加えて十組とし、大行司を交代に出した。これに対し、川岸組を中心とする仮船組には、明和期までに13組が結集し、惣行司を交代に出した。これにともない、島極印から川岸極印が分離して、菱垣廻船の改めは四極印元によって行なわれることになったのである。

この定がなされた明和期には、古組・仮船組がまったく対等のものとなっていることは、大行司・惣行司両者による立会が難船処理において常に求められていること、両組の扱いになんら差別がないことからも推測できよう。ここに至るまでの両組の対立に対し、幕府権力は「商売人之申合にて相済候事故、勝手次第に可致」と不介入の方針をとっており、この時点の両組の対立は、輸送手段をめぐっての問屋層内部の矛盾によるものであって、権力は介入の必要性を認めなかつたものと考えられる。なお、定によれば、組外積合の者も難船処理のさい入札を認められており、この時点では十組の独占の強調がみられないことが注目される。

左の史料は、明和6（1769）年に、大坂からの下り蠟燭を江戸で一手に引受ける売場設立を願い出た者に反対して、十組から差出した願書である。櫛（はぜ）の実から採る生蠟は、日本各地から産出され、元文元（1736）年には陸奥・出羽・武藏・飛騨・越前・越中・越後・山城・丹波・因幡・備前・安芸・石見・伊予・筑前・筑後・肥前・肥後・薩摩の諸国から大坂に送られている（『大阪市史』、第一、777ページ）。この大坂に集荷された生蠟は、蠟燭に加工されるかあるいは蠟のまま江戸に送られ、水油とともに灯火として用い

下問屋と相定，注文請取仕入仕候得ば取べ宜，其上元方直段等格別ニ下直ニ相成候義と奉申上候。勿論口銭之義拾匁ニ付三分宛，大坂表蠟燭屋共より右之者方え請取候様ニ奉申上候。尤四季ニテ生合等も違，損金仕候品も有之候ニ付，売場相立一手ニ引請，早入船より売出し仕候得ば生合違も相減候様奉申上候。勿論夏向は生違等も多分有之物ニテ，損金も多ク有之候様ニ申上，売庭相立引請売出候得は，損毛は売先へ相掛り申間敷候段，猶又売先キ之義，是迄之通り下りらうそく商売仕来候者ニ限り売出し可申候様奉申上候。然ル上は売先キも勝手宜，却て只今より商売手広罷成可申候様奉申上，右らうそく下り高之義は，一ヶ年ニ凡金ニ積壱万両内外も可有御座候様ニ奉申上，依之銀拾匁ニ付三分宛請取候得ば，凡一ヶ年金三百両程御座候内，為冥加壹ヶ年金百五拾両宛御上納仕，相残り金百五拾両之儀は，海上破船又は生違等損失并ニ売場入用ニ仕候様奉申上，右之条々御願奉申上候ニ付，此度私共被召出御吟味御座候ニ付，左ニ御請奉申上候。

一前書之通り願人共申上候は，下り蠟燭問屋是迄相定候義無御座候様御願奉申上候へ共，私共十組諸問屋之内諸色売買仕候処，宝暦八年寅十一月

奈良屋御役所え被召出，諸商売名前帳面古來より相納置候得共難見分候ニ付，右名前相改帳面相納候様被仰付，則其節下り蠟燭問屋其外諸色問屋名前相改印形帳面相納置申候。然ル所此度願人罷出，下りらうそく会所相立一手ニ引請商売仕度旨御願申上候，右願之通り被仰付候てハ，問屋共ハ不及申，末々小売先キ之者迄も甚手狭罷成，船間之節杯ハおのつから高直ニ相成，一統之難義奉存候。引竟願人申上候義ハ，破船或ハ生違等之損毛申立候得ば，不明之損毛ハ決て元直段ニ相拘り候儀は無御座候。勿論蠟燭之儀ハ殊之外利分薄，纔之口銭を以商売仕来候得ハ，右願人之通り被仰付候てハ諸商人之甚難渋ニ罷成，且ハ十組之御定も相立不申候様乍恐奉存候。何卒古來之通り被成置被下候様奉願上候，以上。

丑正月

十組一番組蠟燭問屋 誰判

#### 日野屋六郎右衛門船分散勘定目録

一四百三拾七貫百式拾四匁五厘	惣元直
一三拾七貫匁	船元
△四百七拾四貫百式拾四匁五厘	
一百三拾式貫八百式拾五匁	濡荷物壳代銀
一三貫目	船具代

られたのである。

下り蠟燭は，左の史料の願人がわの主張によれば，本町・大伝馬町筋の紙問屋そのほかで小売をしており，問屋ときましたものはないという。いっぽう，十組がわの主張によれば，宝暦8（1758）年に，下り蠟燭問屋其外諸色問屋としての名前帳面を差出してあるとしている。大体，下り蠟燭は左にもみられるように，年間1万両内外かといわれるぐらいで，他の諸商品にくらべれば大した金額ではなく，下り蠟燭を営業の主体とする問屋はなかったのではないか。文化期に下り蠟燭問屋として仲間を結成し，冥加金を納めたのは，三拾軒組下り蠟燭問屋（左の史料で十組一番組蠟燭問屋と称しているのはこの前身であると思われる）と，式拾五軒下り蠟燭問屋とである。前者は22株で10両の冥加金を納めているが，株の所持者は呉服・木綿・小間物などを営業の主軸としている店であった。後者は25株で35両の冥加金を最初は納めており，株の所持者は下り傘・紙・線香・雪踏・下り素麺・草履・蕨繩・麻苧・疊表・絵具染草・醤油酢など諸種の株を兼併している。この後者の仲間は，文政2（1819）年には冥加金を納めることができなくなり，全部の株を三拾軒組下り蠟燭問屋に預けてしまっている。個々の問屋も，多くは他の株を休株ないし譲渡しており，有力な商人は少なかったようである。株を預けられた三拾軒組でももてあまし，地掛蠟燭屋に引受けさせようとしたが成功せず，文政10（1827）年に蠟問屋仲間が引受けこととなった。蠟問屋は上方から主として送られてくる蠟を，江戸あるいはその周辺，さらにその他各地方の蠟燭屋やびんつけ油屋などに販売することを業とし，宝暦の頃は42名が仲間に加入していたという（「東京諸問屋沿革志」『日本財政經濟史料』，卷三，120～121ページ）。文化期には20株で100両の冥加金を納め，その株の所持者は一部の者が水油・色油などの株を兼併しているが，大部分は蠟を営業の主軸としている問屋である。しかし，蠟問屋でも下り蠟燭問屋株はもてあまして休株にしている状態で，江戸の蠟燭需要は，下り蠟燭によってではなく，蠟問屋から原料を仕入れて蠟燭に加工した地懸蠟燭屋によってみたされたものと考える。地懸蠟燭屋は，すでに享保年中には蠟燭灯心の出荷について仲間に頼んでおり，その後寛政4（1792）年には蠟燭灯心問屋を仲間のうちからたて，常州山根8か村の灯心を引受けている。寛政期の仲間人数は271人に及び，大行司が51人いたという（「諸問屋再興調」五）。

ペ百三拾五貫八百式拾五匁  
内  
一六貫五百拾匁四分九リ 浦遣ひ諸入用  
一式貫六百八拾式匁四分 残荷物雇船賃  
一壱貫四百六匁三分五厘 江戸遣ひ  
但右之内水主八人え路用并帛金共  
一六貫五百七拾八匁九分 半運賃  
一式百四拾匁 目代四人支度銀  
但六郎右衛門勘右衛門両艘一所ニ目代遣し候ニ付,  
究り之通ニツ割  
一四百五拾匁 改入三人給金  
但百八拾匁ツ、本役式人 九拾匁忠右衛門壱人助  
従酒店改メ戻り  
一六拾匁 右供式人  
但目代衆同断  
一式百匁 元直改入用  
右ハ六郎右衛門勘右衛門両艘元直一度ニ改候ニ付,  
多人数ニ相成候間、三百匁ニ究ニテ百五拾匁可遣  
之候処、右之通五拾匁増て遣申候。  
一七百五拾式匁九分 勘定入用  
是ハ新法ものニ候へ共、売物と勘定両度ニいたし  
候ニ付入用  
一三百匁 手代中  
一百八拾匁 切ちん取りかへ  
一式貫匁 両箱金  
一百八拾匁 間屋料  
一式百式拾壱分五厘  
金式百式両式歩利足也  
ペ式拾壱貫七百六拾式匁式分九厘  
又  
一七百式拾匁 水主八人え香糞  
忽々 式拾式貫四百八拾式匁式分九厘  
引々 百拾三貫三百四拾式匁七分壱リン  
元百匁ニ付 式拾三匁九分取  
一三拾八貫八百五拾匁壱分四リン  
内店元直高  
一三百四拾五匁 仲間引  
元百匁ニ付 八分式リンかゝり  
右之通御座候 已上  
丑十月 錢屋久左衛門  
内已店御行事中様  
  
日野屋勘右衛門船勘定目録  
一銀四百式拾四貫百六十三匁式分六リン 惣元直

「十組仲間控」には、①大津屋八左衛門船目録、②日野屋六郎右衛門船分散勘定目録、③日野屋勘左衛門船勘定目録の3点の海難処理に関する目録が記載されている。このうち①は、それほど被害の大きくなかった場合らしく、海中へ捨てた荷の代金及び海難処理の諸入費を合計したものを、船荷全部の元値と船代（船の大きさと年代によって定められている）を合計したものに割当てており、忽かかりとして船荷の元値100匁につき6匁85、さらに内店組荷物の元値にたいしての割当が9匁07で、合計15匁92が内店組参加の商人の分担額となっている。

これに対し、②および③は被害の大きかった場合で、濡荷物・残り荷物や船・船具などを売払い、その売上額から海難処理にかかった費用を差引いて、残額を船荷忽元値・船代に割当て、分散勘定をおこなった例である。以下、③の場合をもう少し細かくみてみよう。

貫 匪	
銀	424.163.26 船荷物の総元値
	40.000.00 船代
計	464.163.26 (A)

105.060.00	残り荷物売代
19.000.00	元船売代
計 124.060.00	(B)

12.188.08	浦方での海難処理諸入用
3.278.30	残り荷物輸送のための雇船賃
1.474.80	江戸での海難処理諸入用
200.00	元値改めのための入用
6.987.99	運賃の半額
240.00	目代4人支度金（定によると、浦方改めには古組・仮船組から2人ずつ目代が出ている）
450.00	改入3人給金（定によると、海難にあった組から2人、他組から1人、計3人の改人が出る）
60.00	右供4人費用
300.00	手代中（江戸廻船問屋手代への渡金か）
180.00	切ちん取かへ
180.00	問屋料
240.00	大坂廻船問屋登り旅金
2.000.00	両箱入金（定にあるように、難船

一四拾貫匁	船元	のさいには両組から 1 貫目ずつ箱 金を出すことになっていた)
△四百六拾四貫百六拾三匁式分六リン		
一百五貫六十匁	残荷物売代	828.10 振勘定のさいの入用
一拾九貫匁	元船売代	433.25 215両分金利足
△百弐拾四貫六拾匁		240.00 水主への合力
内		計 29.280.52 (C)
一拾弐貫百八拾八匁八リン	浦方遣諸入用	94.779.48 (D)=(B)-(C)
一三貫式百七拾八匁三分	雇賃	20.46 (E)=(D)÷(A) 元値 100匁につき, 20匁46取となる。
一壱貫四百七拾四匁八分	江戸遣イ	
一弐百匁	元直改入用	
一六貫九百八拾七匁九分九リン	半運ちん	38.686.93 内店組船荷元値 (F)
一弐百四拾匁	目代四人支度金	7.896.00 内店組取 (G)=(F)×(E)
一四百五拾匁	改入三人給金	
一六拾匁	右供四人	300.00 箱金 (内店組分)
一三百匁	手代中	45.00 手代中 (内店組分)
一百八拾匁	切ちん取かへ	計 345.00 (H)
一百八拾匁	問屋料	19.52 (I)=(G)-(H)÷(F) 元値 100匁 につき19匁52となる。
一弐百四拾匁	顕屋専右衛門 登り旅金 日野屋六右衛門	(I)は(E)の算出方法に準じたものとみて、上記のよう な方法で算出したと判断したのであるが、②の例で 100匁につき 8 分 2 厘となっているのはこの方法で算 出したものではない。
一弐貫匁	両箱え	②および③の例は、いずれも残り荷や元船・船具の 売代金が海難処理入用を上廻った場合で、上記のよう な方法で分散の割合を定め、荷主・船主の取分が決定 された。被害の程度により、逆に不足を生じた場合も 同じ割合で荷主・船主が出金したのである。
一八百弐拾八匁壱分	振勘定之節入用	以上の3例は菱垣廻船の海損分担を示すものである が、樽廻船においてもほぼ同様の方法がとられていた ようである。樽廻船を利用した酒問屋の船荷が海難に あった場合の海損分担方法には、(1)破船勘定、(2)難船 振合勘定、(3)本合力勘定、(4)素合力勘定の4種類があ り、①の例は(2)に、②および③の例は(1)に似ている。 ただし、(1)は船代を元値に入れていない点は異なっ ていて(東京都政史料館『維新前東京諸問屋商事慣例』、 津川正幸前掲論文)。
一四百三拾三匁式分五リン	弐百拾五両分金利足	
一弐百四十匁	水主十六人へ合力	
△弐拾九貫式百八十匁五分式リン		
引△ 九拾四貫七百七拾九匁四分八リン		
元百匁ニ付 式拾匁四分八リ取		
一三拾八貫六百八十六匁九分三リン	内店元直	
此取 七貫八百九拾六匁		
内 三百匁	箱金	
四拾五匁	手代中	
△三百四拾五匁		
元百匁ニ付 十九匁五分式リ取		
右之通御座候、以上		
十一月十一日	利倉や彦三郎	
内店御行司様		

(未完)